

風力発電設備の出力制御に関する

よくあるご質問

目次

| | |
|----------------------------------------------------------------------------|---|
| ■ 出力制御全般に関するご質問..... | 4 |
| Q 1 出力制御区分の「旧ルール」「新ルール」「指定ルール」の区別は何か。..... | 4 |
| Q 2 保有している発電設備が旧ルール、新ルール、指定ルールのどの区分に該当するか教えて欲しい。..... | 4 |
| Q 3 「年間30日」と「年間360時間」（もしくは「年間720時間」）の違いは何か。..... | 4 |
| Q 4 出力制御はいつから実施するのか。..... | 4 |
| Q 5 出力制御の準備が完了したら速やかに実施するのか。..... | 5 |
| Q 6 ダイレクトメール資料に、当面、出力制御対象としない区分の記載があるが、「当面」とはいつまでのことか。..... | 5 |
| Q 7 10kW以上の余剰買取契約箇所は対象外となるのではないかと。..... | 5 |
| Q 8 なぜ今から出力制御の準備を進めなければならないのか。..... | 5 |
| Q 9 どのくらいの頻度で出力制御を行うのか。..... | 5 |
| Q 10 出力制御は、北陸電力送配電と発電事業者との間で、契約上何に基づくものかと。..... | 5 |
| Q 11 出力制御をおこなった場合の補償はあるのか。..... | 5 |
| Q 12 出力制御は公平に実施されるのか。..... | 6 |
| Q 13 運用申合書で具体的にどのような事項を申し合わせるのか。..... | 6 |
| Q 14 自動制御（オンライン）と手動制御（オフライン）では出力制御に係る連絡方法が異なるのか。..... | 6 |
| Q 15 出力制御の指示に従わない場合、どうなるのか。..... | 6 |
| Q 16 接続申込済みの未稼働案件は出力制御の準備が必要かと。..... | 6 |
| Q 17 事業者マイページとはなにか。事業者マイページ上では、どのようなことを確認できるのか。また、どのような操作を行うことができるのか。..... | 6 |
| Q 18 土曜、日曜、祝日でも出力制御指令を行うのか。..... | 6 |
| Q 19 旧ルール事業者が自動制御化に対応した場合のメリットはあるのか。..... | 7 |
| Q 20 旧ルール・手動制御の出力制御は1日停止または時間指定のどちらになるのか。..... | 7 |
| Q 21 旧ルール事業者に対する出力制御の指示内容を電話・メール以外の方法で確認することはできないのか。..... | 7 |
| Q 22 旧ルール事業者が、土曜、日曜、祝日等に指令を受けることができない場合、出力制御に対応しなくてもよいかと。..... | 7 |
| Q 23 旧ルール事業者は、土曜、日曜、祝日等の出力制御指令の連絡先を変更できるかと。..... | 7 |

| | |
|-------------------------------------------------------------|---|
| Q 2 4 旧ルール事業者が出力制御指令の自動音声電話に応答できなかった場合、どうすればよい か。 | 7 |
| Q 2 5 旧ルール事業者が自動音声電話に応答できなかったが出力制御を実施した場合、どうなるの か。 | 8 |

■ 風力発電設備の自動制御化対応に関するご質問..... 9

| | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| Q 2 6 出力制御機能付 P C S とは何か。 | 9 |
| Q 2 7 なぜ自動制御化対応が必要なのか。 | 9 |
| Q 2 8 なぜ系統連系当初に風力発電設備の自動制御機能をつけられなかったのか。 | 9 |
| Q 2 9 なぜ風力の自動制御に対応する期限が原則として 2 0 2 1 年 3 月末になっているのか。 | 9 |
| Q 3 0 旧ルールで連系している発電事業者も、部分制御考慮時間（J W P A 方式）が適用されるの か。 | 10 |
| Q 3 1 J W P A が旧ルールも含め自動制御化を推進しているが、自動制御化に対応しなかった場 合、何らかのペナルティがあるのか。 | 10 |
| Q 3 2 出力制御機能付 P C S への切替等の自動制御化に必要な工事費用はいくらか。また、その費 用は事業者負担となるのか。 | 10 |
| Q 3 3 自動制御化に対応したいが、風力発電設備の購入先が倒産・移転等で分からなくなった場合 はどうすればよいのか。 | 10 |
| Q 3 4 新・指定ルールであっても、旧ルールのように、電話やメールによる指示により出力制御を 実施すれば、出力制御機能付 P C S への切替等による自動制御化を行わなくてもいいのでは ないか。 | 11 |
| Q 3 5 機器のトラブル等により出力制御が当日実施できなかった場合、ペナルティがあるのか。 .. | 11 |
| Q 3 6 すでに出力制御機能付 P C S を設置しているので、対応は不要か。 | 11 |
| Q 3 7 「出力制御機能付 P C S の仕様確認依頼書」の提出後に、出力制御ユニット・P C S 型式が 変更になった場合はどうしたらよいか。 | 11 |
| Q 3 8 発電所 I D とは何のことか。 | 11 |

■ インターネット環境に関するご質問..... 12

| | |
|---------------------------------------------------------------------------------------|----|
| Q 3 9 なぜインターネット環境が必要なのか。指定のプロバイダ等はあるのか。また、住宅などで すでにインターネット環境がある場合はどうすればよいのか。 | 12 |
| Q 4 0 更新スケジュールと固定スケジュールの違いは何か。 | 12 |
| Q 4 1 インターネット環境の構築には費用がかかるため、固定スケジュールを採用することは可能 か。 | 12 |
| Q 4 2 固定スケジュールは、いつ登録すればよいのか。 | 12 |

| | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|----|
| ■ 其他のご質問 | 13 |
| Q 4 3 所有する発電設備が出力制御対象のようだが、ダイレクトメールが届かない。出力制御の必要性がないと判断してよいか。 | 13 |
| Q 4 4 各種記入様式の記入方法が分からないため教えて欲しい。 | 13 |
| Q 4 5 インターネット環境がないため各種記入様式を送って欲しい。 | 13 |
| Q 4 6 書類の提出はデータ入力・印刷とあるが、P C やプリンターを所有していないため、北陸電力送配電から書類を送付してもらい、手書きで提出することは可能か。 | 13 |
| Q 4 7 返信用封筒を紛失してしまったが、別の封筒を使用して提出しても問題ないか。 | 13 |
| Q 4 8 出力制御機能付P C Sの仕様確認依頼書等の様式に記載する「本件に関する連絡先」は発電設備の購入先等の連絡先を記入してもよいか。 | 13 |
| Q 4 9 現時点で設置予定の出力制御ユニットのメーカーや型式が分からないため、空欄のまま提出してもよいか。 | 14 |
| Q 5 0 低圧連系で三相3線式のP C Sを導入しているが、単相の契約（電灯契約）が必要な場合とはどのようなものか。 | 14 |

■ 出力制御全般に関するご質問

Q 1 出力制御区分の「旧ルール」「新ルール」「指定ルール」の区別は何か。

出力制御区分により、無補償で行われる出力制御の上限時間や出力制御の方法が異なり、その基準は、FIT法にて定められております。2012年7月のFIT法施行時は、出力500kW以上の発電設備に限定して年間30日を上限として出力抑制を行うことが定められておりました。この区分を旧ルールといいます。

できるだけ多くの再エネ発電設備を電力系統に接続させるという目的から、2015年1月に施行された改正FIT法により30日ルールが時間単位のルールに切り替えられ、無補償での出力制御の上限は年間360時間となり対象範囲も拡大されました。この区分を新ルールといいます。

また、接続可能量（当社は太陽光：110万kW、風力：59万kW）を接続契約申込量が上回る（上回ると見込まれる）場合に、国から指定電気事業者の指定を受けることで無補償・無制限での出力制御を実施できるルールを指定ルールといいます。

出力制御ルール区分の考え方については、ダイレクトメール内の「再エネ発電設備の出力制御に関するご説明資料（資料2）」をご参照ください。

Q 2 保有している発電設備が旧ルール、新ルール、指定ルールのどの区分に該当するか教えて欲しい。

出力制御ルール区分は、接続契約申込の受付日や発電設備の設備量で決まります。ダイレクトメール内の「再エネ発電設備の出力制御に関するご説明資料（資料2）」に出力制御ルール区分の考え方を記載させていただいておりますのでご確認ください。

なお、「出力制御の準備が必要となる発電所一覧（資料1）」には、新設申込み時のルール区分に該当する発電所を記載しております。過去に発電設備の増設等があった場合、複数のルールが混在している可能性がございますので、ご注意くださいませうお願いします。

Q 3 「年間30日」と「年間360時間」（もしくは「年間720時間」）の違いは何か。

旧ルールは年間30日を上限として日単位で出力制御が行われます。

新ルールは、太陽光の場合360時間、風力の場合720時間を上限として時間単位で出力制御が行われます。

Q 4 出力制御はいつから実施するのか。

具体的な出力制御の実施時期は、今後の再エネの導入状況や需要動向等によるため、現時点では判断できません。ただし、北陸エリアにおいては、太陽光や風力発電の導入が現在も継続的に拡大しており、将来的にさらに導入が拡大すれば、太陽光や風力の出力制御が必要となることが想定されます。

Q 5 出力制御の準備が完了したら速やかに実施するのか。

出力制御の準備が完了したからといって直ちに行うものではありません。
出力制御が必要であれば実施することになりますが、そうならないように、優先給電ルールに基づいた対策を実施し、出力制御の回避に最大限努めます。

Q 6 ダイレクトメール資料に、当面、出力制御対象としない区分の記載があるが、「当面」とはいつまでのことか。

現時点で出力制御対象としない区分について、いつ頃から出力制御が必要となるかについてはお答えいたしかねます。

国が定める「出力制御の公平性の確保に係る指針」において、太陽光発電の出力制御については10kW以上を優先的に行うこととなっており、それでもなお出力制御が必要となる場合に10kW未満の太陽光発電についても出力制御を行うこととしております。

Q 7 10kW以上の余剰買取契約箇所は対象外となるのではないか。

10kW以上の余剰買取契約の発電事業者さまは出力制御対象となります。

Q 8 なぜ今から出力制御の準備を進めなければならないのか。

現時点では、直ちに再エネの出力制御が必要となる状況ではございません。しかしながら、出力制御にご対応いただく発電事業者さまの体制整備等に相応の期間が必要と考えられることから、将来の出力制御実施に備えて、今から準備を進めさせていただきます。

Q 9 どのくらいの頻度で出力制御を行うのか。

需要動向や再エネの導入状況、発電設備の運転状況等によるため、一概に示すことはできません。

Q 10 出力制御は、北陸電力送配電と発電事業者との間で、契約上何に基づくものか。

当社と発電事業者さまは、出力制御に係る事項を含む発電電力の買取条件等について電力受給契約を締結しており、この契約に基づき出力制御を行います。

Q 11 出力制御をおこなった場合の補償はあるのか。

それぞれの出力制御区分には、無補償での出力制御上限（旧ルール：30日，新ルール：360時間（太陽光），720時間（風力），指定ルール：無制限）が設定されており、補償が生じない範囲で出力制御を行っていく予定です。

Q 1 2 出力制御は公平に実施されるのか。

国が定める「出力制御の公平性の確保に係る指針」に基づき、どの発電事業者さまも年度単位の出力制御の機会が均等になるよう順番に出力制御を実施します。

Q 1 3 運用申合書で具体的にどのような事項を申し合わせるのか。

専用オンライン制御となる特別高圧の発電事業者さまについては、主に発電所内通信異常時の対応等に関する事項を申し合わせます。

オフライン制御となる特別高圧および高低圧の発電事業者さまについては、出力制御を実施する際の連絡体制に関する事項を申し合わせます。

Q 1 4 自動制御（オンライン）と手動制御（オフライン）では出力制御に係る連絡方法が異なるのか。

ダイレクトメール内の「再エネ発電設備の出力制御に関するご説明資料（資料2）」のとおり、出力制御の指示連絡は、手動制御（オフライン）の場合、電話・メールにより連絡させていただきます。

自動制御（オンライン）の場合は、当社ホームページに掲載することで連絡させていただきます。なお、自動制御についても、希望される事業者さまにはホームページへ掲載したことをメールでお知らせいたします。

Q 1 5 出力制御の指示に従わない場合、どうなるのか。

発電事業者さまの発電設備は、FIT法に基づき、出力制御に応じていただけることを前提に連系を行っております。このため、出力制御の指示に応じていただけない場合は、系統の接続解除も含めて厳正に対処させていただきます。

Q 1 6 接続申込済みの未稼働案件は出力制御の準備が必要か。

制御対象となる容量区分・日付以降に接続契約申込を受け付けた発電設備は、実稼働時期に関わらず、出力制御対象となりますので準備が必要です。

Q 1 7 事業者マイページとはなにか。事業者マイページ上では、どのようなことを確認できるのか。また、どのような操作を行うことができるのか。

事業者マイページでは、当社からの出力制御指令の指示内容や実績が確認できます。

また、事業者マイページのログインパスワードの再発行や、出力制御指令時に使用する電話番号やメールアドレスの変更が可能です。

Q 1 8 土曜、日曜、祝日でも出力制御指令を行うのか。

土曜、日曜、祝日でも出力制御指令を行う可能性があります。

Q 1 9 旧ルール事業者が自動制御化に対応した場合のメリットはあるのか。

自動制御（オンライン）化することで、出力制御量低減や人件費削減（現地操作対応など）の効果が期待できるため、オンライン化を推奨しております。

Q 2 0 旧ルール・手動制御の出力制御は1日停止または時間指定のどちらになるのか。

現時点では、旧ルール・手動制御の出力制御は、前日指令（電話・メール）により、原則終日停止することを想定しております。

Q 2 1 旧ルール事業者に対する出力制御の指示内容を電話・メール以外の方法で確認することはできないのか。

自動制御（オンライン）、手動制御（オフライン）によらず、出力制御の指示内容については、事業者マイページにてご確認いただけます。事業者マイページの詳細については、別途お知らせします。

Q 2 2 旧ルール事業者が、土曜、日曜、祝日等に指令を受けることができない場合、出力制御に対応しなくてもよいか。

出力制御対象となる発電事業者さまには、平日や休日を問わず公平に出力制御対応を行っていただくことが法令で定められていることから、確実なご対応をお願いします。発電事業者さま個別のご要望にお応えすることは難しいため、仮に休日等の出力制御対応が困難な場合は、自動制御（オンライン）化を推奨します。

Q 2 3 旧ルール事業者は、土曜、日曜、祝日等の出力制御指令の連絡先を変更できるか。

連絡先は事業者マイページ上で変更が可能です。土曜、日曜、祝日等のみ連絡先を自動で切り替えることはできないため、発電事業者さまにて、必要なタイミングで連絡先の変更を行っていただきますようお願いします。

Q 2 4 旧ルール事業者が出力制御指令の自動音声電話に応答できなかった場合、どうすればよいか。

1度目の電話に応答いただけなかった場合でも、リトライの電話をおかけします。それらの電話に応答いただけなかったとしても、指令をメールにて確認できれば、出力制御指令日（出力制御対象日の前日）の24時までであれば、出力制御指令に対する応答状況を事業者マイページにて変更することが出来ます。24時以降は変更できませんのでご注意ください。

Q 2 5 旧ルール事業者が自動音声電話に応答できなかったが出力制御を実施した場合、どうなるのか。

当社の出力制御指令に対し応答いただけなかった発電事業者さまには、後日当社からご連絡いたします。その際、必要により発電実績など再エネ発電設備の発電状況が確認できるものをご提出いただくことで、抑制したものとして実績を補正いたします。

■ 風力発電設備の自動制御化対応に関するご質問

Q 2 6 出力制御機能付 P C S とは何か。

P C S には、風車により発電した電気を安定した出力に整えて、当社系統へ連系する役割があります。この P C S に出力制御ユニットを取り付けること等により、当社の出力制御スケジュールに合わせて発電量を自動で制御することができる P C S を「出力制御機能付 P C S」といいます。

なお、P C S によっては、すでに出力制御機能が具備されている場合がございますので、出力制御機能付 P C S への切替に関する具体的な工事内容については、風力発電設備のご購入先または P C S メーカーさま等へご確認をお願いします。

Q 2 7 なぜ自動制御化対応が必要なのか。

自動制御化を行った場合、出力制御当日の需給状況や気象情報を反映することができるため、前日に出力制御指示を行う手動制御と比較し出力制御量を低減できる可能性があることや、発電事業者さまの人件費削減などのメリットが期待できることから、国の審議会で自動制御化が推奨されております。

なお、新・指定ルール of 事業者さまにつきましては、2015年1月に施行された改正 FIT 法に基づき、出力制御を行うために必要な機器の設置、費用の負担、その他必要な措置を講じていただけることを条件に当社の系統へ連系していただくこととなっているため、必ず自動制御化に対応していただく必要があります。

Q 2 8 なぜ系統連系当初に風力発電設備の自動制御機能をつけられなかったのか。

2015年1月の改正 FIT 法施行時点において、風力発電設備（高低圧）の自動制御に関する装置仕様が決定しておりませんでした。このため、北陸エリアの風力発電設備（高低圧）の自動制御に係る仕様決定が完了次第、対応（切替）していただくことを前提に、系統連系していただいております。

Q 2 9 なぜ風力の自動制御に対応する期限が原則として2021年3月末になっているのか。

自動制御化は、日本風力発電協会さまおよび日本小形風力発電協会さまと協議のうえ2021年3月末を期限としております。また、日本風力発電協会系統部会セミナー資料（2019年2月）において2020年度中を自動制御化の終了目標としていることから、これを遵守した期限を原則として設定させていただいております。各風車メーカー毎にフィールド試験を行う必要があることから、この期限に間に合わない場合は、ご連絡をお願いします。

Q 3 0 旧ルールで連系している発電事業者も、部分制御考慮時間（J W P A方式）が適用されるのか。

JWPA方式へのご契約の見直しを行った場合、旧ルール500kW以上の風力事業者さまにおいても適用されることになります。

JWPA方式は、日本風力発電協会より国の審議会（系統WG）に対し提案・了承されたものであり、同協会が主体となって、各風力発電事業者さまへの周知・要請が進められています。JWPA方式への移行時には、ご契約の見直しが必要となりますので、見直しを行っていない事業者さまは、当社までご連絡をお願いします。

Q 3 1 J W P Aが旧ルールも含め自動制御化を推進しているが、自動制御化に対応しなかった場合、何らかのペナルティがあるのか。

法的・制度上のペナルティはありません。自動制御化にご対応いただくことにより、再エネ制御量低減や発電事業者さまの人件費削減といったメリットが期待できることから、国の審議会でも自動制御への切替が推奨されています。また日本風力発電協会さまのご提案からエリア一括の一律制御を適用することにより風力の導入拡大を図ってきた経緯をご考慮いただき、自動制御化のご対応についてご検討いただきますようお願いいたします。

Q 3 2 出力制御機能付P C Sへの切替等の自動制御化に必要な工事費用はいくらか。また、その費用は事業者負担となるのか。

出力制御機能付P C Sへの切替等の自動制御化に必要な工事費用については当社は把握しておりませんので、発電設備のご購入先またはメーカーさま等へご確認をお願いします。なお、工事費用については、発電事業者さまのご負担となります。

Q 3 3 自動制御化に対応したいが、風力発電設備の購入先が倒産・移転等で分からなくなった場合はどうすればよいのか。

風力発電設備のご購入先に連絡がつかない場合は、風車メーカーさまにご相談ください。また、風車メーカーさまの倒産等により、現在設置している製品での対応が困難な場合は、発電事業者さまのご負担により、他のメーカーさまの製品へお取り替えいただくこと等により、自動制御化への対応をお願いします。

なお、低圧連系の発電事業者さまのうちPCS本体を別機種に取り替える場合、あるいは高圧連系の発電事業者さまのうち風車制御装置等を取り替える場合は、所定の手続き（当社への系統連系に係る申込みおよび国への事業計画認定変更申請）が別途必要となりますのでご注意ください。

Q 3 4 新・指定ルールであっても、旧ルールのように、電話やメールによる指示により出力制御を実施すれば、出力制御機能付 P C S への切替等による自動制御化を行わなくてもいいのではないか。

新・指定ルールの事業者さまにつきましては、2015年1月に施行された改正 FIT 法に基づき、出力制御を行うために必要な機器の設置、費用の負担、その他必要な措置を講じていただけることを条件に当社の系統へ連系していただくこととなっているため、出力制御機能付 P C S への切替等による自動制御化を行っていただく必要があります。

Q 3 5 機器のトラブル等により出力制御が当日実施できなかった場合、ペナルティがあるのか。

何らかのトラブルなどにより出力制御が実施できない場合は、事象を把握した段階で速やかにご連絡をお願いします。

仮に、故意に出力制御に応じない発電事業者さまが確認された場合には、系統の接続解除も含めて厳正に対処させていただきます。

Q 3 6 すでに出力制御機能付 P C S を設置しているので、対応は不要か。

書類提出後に、出力制御ユニット等の変更が必要になった場合は、その事実が判明した時点でダイレクトメールに記載した当社のお問い合わせ先へご連絡いただくとともに、再度、出力制御機能付 P C S の仕様確認依頼書（P C S 系列単位の諸元一覧含む）を当社へご提出いただきますようお願いします。

なお、P C S 本体の取替を行う場合は、所定の手続き（当社への系統連系に係る申込みおよび国への設備認定変更申請）が別途必要となりますので、ご注意ください。

Q 3 7 「出力制御機能付 P C S の仕様確認依頼書」の提出後に、出力制御ユニット・P C S 型式が変更になった場合はどうしたらよいか。

書類提出後に、出力制御ユニット等の変更が必要になった場合は、その事実が判明した時点でダイレクトメールに記載した当社のお問い合わせ先へご連絡いただくとともに、再度、出力制御機能付 P C S の仕様確認依頼書（P C S 系列単位の諸元一覧含む）を当社へご提出いただきますようお願いします。

なお、P C S 本体の取替を行う場合は、所定の手続き（当社への系統連系に係る申込みおよび国への設備認定変更申請）が別途必要となりますので、ご注意ください。

Q 3 8 発電所 I D とは何のことか。

当社の出力制御システムが配信する出力制御スケジュールを取得するための識別番号になります。そのため、P C S 系列毎に出力制御ユニットを設置する場合、出力制御ユニット毎に発電所 I D の設定が必要となります。

■ インターネット環境に関するご質問

Q 3 9 なぜインターネット環境が必要なのか。指定のプロバイダ等はあるのか。また、住宅などですでにインターネット環境がある場合はどうすればよいのか。

当社の出力制御システムから随時出力制御スケジュール情報を取得するため、インターネット環境を構築していただく必要があります。すでにインターネット環境がある場合も、インターネット回線と風車制御装置や出力制御機能付P C Sとの接続が必要となりますが、詳しくは風力発電設備のご購入先またはメーカーさま等へお問い合わせください。なお、通信を行うにあたって指定のプロバイダはございません。

Q 4 0 更新スケジュールと固定スケジュールの違いは何か。

【更新スケジュール】

更新スケジュールとは、当社の出力制御システムから、インターネット環境を通じて随時配信する出力制御スケジュールのことをいいます。この方式を採用することで、最新の気象予報等に基づいた出力制御必要量を反映できるため、出力制御量を低減できる可能性があります。

【固定スケジュール】

固定スケジュールとは、P C S等へあらかじめ登録する長期間（1年分）の出力制御スケジュールのことをいいます。この方式を採用する場合、最新の気象予報等を反映できないため、更新スケジュールと比較して発電電力量が大幅に少なくなる可能性があります。

Q 4 1 インターネット環境の構築には費用がかかるため、固定スケジュールを採用することは可能か。

原則、インターネット環境による更新スケジュールの採用が必要です。

固定スケジュールは、山間部等、インターネット環境の構築が現実的ではない地域に立地される事業者さまに限定して導入したものです。

固定スケジュールを採用することもできますが、風車制御装置や出力制御機能付P C Sへのスケジュール取込み作業（ご購入先またはメーカーさまによる有料の作業）が必要なおうえ、インターネットにより更新スケジュールを受信される事業者さまと比較すると、最新の気象状況を反映することができず、発電電力量が大幅に少なくなる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

Q 4 2 固定スケジュールは、いつ登録すればよいのか。

固定スケジュールの配信時期は、インターネット環境がなく固定スケジュールを採用された発電事業者さまに対し、北陸電力送配電から当社ホームページ等を通じてお知らせする予定です。

■ その他のご質問

Q 4 3 所有する発電設備が出力制御対象のようだが、ダイレクトメールが届かない。出力制御の必要性がないと判断してよいか。

別途担当者から連絡を差し上げますので、住所・氏名・発電事業者名・発電所住所・電話番号・メールアドレスをお知らせください。

Q 4 4 各種記入様式の記入方法が分からないため教えて欲しい。

各様式のご記入方法につきましては、ダイレクトメールの記入例をご確認ください。

なお、P C S系列単位の諸元一覧の記載方法がご不明な場合は、当社ホームページに「設置状況のイメージ図を含む具体的な記入例」を掲載しておりますので、そちらを参考に記入ください。

Q 4 5 インターネット環境がないため各種記入様式を送って欲しい。

様式に記載いただく情報は、発電設備のご購入先またはメーカーさま等をご存知ですので、作成を依頼し提出いただくようお願いします。

Q 4 6 書類の提出はデータ入力・印刷とあるが、P Cやプリンターを所有していないため、北陸電力送配電から書類を送付してもらい、手書きで提出することは可能か。

手書きによる読み間違いを防止するため、P Cやプリンターを所有していない場合は、発電設備のご購入先またはメーカーさま等にご相談のうえ、書類作成・印刷などのご対応をお願いします。

Q 4 7 返信用封筒を紛失してしまったが、別の封筒を使用して提出しても問題ないか。

問題ありません。ただし、郵送に関わる費用については、発電事業者さまのご負担となりますのでご了承ください。

Q 4 8 出力制御機能付P C Sの仕様確認依頼書等の様式に記載する「本件に関する連絡先」は発電設備の購入先等の連絡先を記入してもよいか。

様式の作成を依頼した場合は、発電設備のご購入先等の連絡先を記入していただくことで問題ありません。当社から記入内容について確認させていただく場合がございますので、発電設備のご購入先等のご了承を得たうえでご対応をお願いします。

Q 4 9 現時点で設置予定の出力制御ユニットのメーカーや型式が分からないため、空欄のまま提出してもよいか。

必ず出力制御ユニットのメーカー名・型式名を記入した状態で提出いただきますようお願いいたします。空欄がある場合、当社での仕様確認ができないため、発電事業者さまに発電所IDを発行する等の次のステップへ移行することができず、その後のお手続きに遅延が生じるおそれがあります。

Q 5 0 低圧連系で三相3線式のPCSを導入しているが、単相の契約（電灯契約）が必要な場合とはどのようなものか。

出力制御機能付PCSの設置に関連して、出力制御ユニットやインターネット環境構築に関わる通信機器が必要となりますが、それらの関連機器が三相電源に非対応であり、かつ発電設備の設置場所において単相の契約（電灯契約）がない等の条件により、新規に電灯契約が必要となる場合があります。この場合、ご希望の小売電気事業者に電気の使用申込みをご提出いただければ、引込線工事等を行います。

以上